時事新報

明治十八年十二月廿八日月曜日
舊乙酉十一月廿三日（丁己）
日出午前七時十分
日入午後四時五十三分
月出午後
月入午前十一時三十九分
滿潮午前十時十八分
滿潮午後十時四十五分
（西暦一千八百八十五年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ遞送無料ニテ配達致候

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　關宿　千葉　登戸
寒川

其他同樣近傍配達便宜ノ個所ハ同レク配達料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八厘	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

各省事務を整理するの綱領

一昨廿六日伊藤內閣總理大臣が本月廿三日の勅語を奉體して各省の事務を整理するの綱領を擧げ將來の標準と各省大臣に示したる達文を一讀するに言皆時弊に適中して之れを矯正するの方法を按して遺す所なきが如し

第一官守を明にする事

達文に曰く明治十年に改革を施して各省の官吏を罷免したるもの過半數なりしが當時官吏の定員に制限を置かず後來豫防の工風を怠りしが爲めに其後官吏の數を次第に增し今日は遂に其初めに倍するに至りたり就ては自今各省官吏の員數を定め大臣の下に次官は一人とし局長及び局次長は奏任とすれども局中の課長は皆判任を以てこれに充て奏任官の定員を增加するの必要あるも內閣の評議を經て裁可の後ならではこれを許さず又定員の外にて出仕又は御用掛など云ふ名義を以て補任することを許さず八等官以下各省大臣の判任する官吏の數は制限はなきも定額の俸給金高を超過するまでに人を使用することを許さず奏任官たる者は高等の試驗に及第したる者に限る判任官にして何程の年勞を積めばとて唯年勞のみを以て進て奏任に列するを許さず云々など云ふ事其大意にして之を從前の官制に比すれば實に一大面目を改めたるものと云ふて可なり其成跡は各省共に大に勅任官の數を減じ又奏任官の數を減じ勅奏任官共に其職權從前に比して大に其重きを加ふるなるべし勅奏任官の人員を少數に制限して其官守を明にし定額俸給の範圍內に就て勉めて少數の屬官を使用するに於ては從前の官吏の半數或は三分一位の人員にて事務に當り毫も差支を見ざるべく或は此際官吏の執務時間を改め一週間五日は午前九時出頭午後三時退出一日は九時出頭十二時退出全週の執務時間合せて三十三時日曜日を除いて平均一日の勤務五時半づゝなど云ふ如き氣樂なる規則を廢して世間普通日曜日を除くの外毎日の執務は午前七時半より午後四時半乃至五時半と定めんには事務の捗取り更に又一層の速なるを加ふべし蓋し政事に學事に兵事に農工商事に人間の衣食を得るの世界に少なからずといへども一日五時間の勤勞にて優美の衣食を爲し得る者は極めて稀有の例なり今や何ぞ獨り日本の官吏に限りて此稀有の規則を永續することを要せんや人間並みに人間社會の普通法に從ふこそ善かるべけれ

第二選敍の事

達文に曰く選敍の法定まらずして人各其知る所を擧ぐ而して成學の士或は其進む所を失ふ今官制一たび定まり官仕限りあるに及んで選敍の法を設けざる時は行政部局其人を得るに由なからん其選敍法の大要を擧ぐれば進仕は總て試驗に由り試驗に學術試驗と普通試驗と專科試驗の別あり試驗委員は內閣中に設け試驗合格者にあらざれば奏任官に昇るべからざるは勿論判任官にも選用せらるゝを得ず而して試驗委員の紀律を嚴にして公正を保たしむべしと云ふと如何にも此論の如く官吏を採用するに人各其知る所を擧ぐるやうにては遂に其弊に堪えざるに至らんこと自然の理にして政府の憂これより甚だしきはなし人各其知る所を擧ぐればとて必ずしも不才不能の人のみ登用せらるゝの弊害あるにはあらざれども人各己れの知る所と云へば兎角先づ故舊朋友同鄉同里の人に多くして他人他鄉の人に甚だ少なし奧羽地方に何樣の賢能あるも中國人の知遇を得るは甚だ六ケ敷北陸地方に何樣の俊才あるも九州人の知る所となるを容易に望むべからざる事柄なり斯くの如くにては何程有爲の士にても緣故なくして他鄉の有力者に其名を知られざるが爲めに遂に其才を政治上に試るを得ずして老朽するの弊なしと云ふべからず固より人間の仕事は必ずしも官吏たるに限らず國事は政治の一事に限らざるがゆゑに政治上の有力者に緣故なき異鄉遐陬の有爲者にして其才を官務に試ることを得ざればとて別に遺憾の思もなかるべけれども政治部內の眼より見て各官職皆其人を得んことを希望するときは是非とも人各己れの知る所を擧ぐるの古法を改めて試驗を以て進仕の道を開くの新法に由らざるべからず唯我輩が此際最も當局者の注意を願ふものは所謂試驗委員の紀律を嚴にして一點の不公正なからしむ事なり折角の試驗にして少しにても公正を欠くの疑ひあるか又は一旦施行したる試驗にして都合これあり再試驗を要するなどいふやうの疑似の形跡ありては忽ち滿天下の信用を失ひ折角の良法も徒文にして止むの恐れなしといふべからず最も深く注意すべき事なり　（以下次號）

官報

○內閣達

本月二十三日ノ詔勅ヲ奉體シ左ニ各省事務ヲ整理スルノ綱領ヲ擧ケ以テ將來ノ標準ヲ示ス各省大臣此範圍內ニ於テ便宜斟酌シ案ヲ具ヘテ閣議ニ提出スヘシ

明治十八年十二月廿六日
內閣總理大臣伯爵伊藤博文

各省大臣各位閣下

一、官守ヲ明ニスル事

我カ官制ハ草創ノ餘未タ限ルニ定員ノ制ヲ以テセス遷徙ヲ生シ官愈々多クシテ務愈々擧カルコトヲ免レス十年ニ一タヒ官制ヲ改メ教部省ヲ廢シ內務省ニ併セ各省奏判官ヲ減シテ其過半數ヲ罷メタリ然ルニ當時定員ノ制ヲ設ケテ以テ將來ヲ防範セサリシニ因リ其後又更ニ漸クニ增員シ從テ減シ從テ加ハリ以テ其初ニ倍スルニ至レリ今ニ於テ各省大臣宜シク詔意ヲ奉體シ左ノ節目ニ依リ各々省內局課ノ設置ヲ定メ官吏ノ員數ヲ限リ節減淘汰ノ意見ヲ具ヘテ閣議ニ付シ各省ヲシテ略均一ナラシメ成案トナレハ然ル後上奏シテ裁ヲ請フヘシ

一各省次官一人ニ限ル〇一各省書記官ハ其須要ニ從ヒ定員ヲ限ル〇一省中各局ニ屬セサルノ分課ハ其省書記官ノ內ヲ以テ課長ニ充ツ〇一省務ノ枝分シテ別ニ一部ヲ爲シ經常ニ繼續スヘキ者ヲ局トス局ニ局長一人又ハ局長局次長ヲ置ク〇一本省又ハ局中ノ事務ヲ分テ課ヲ設クルハ各省ノ便宜ニ從フ〇一局長及局次長ハ奏任トス局中ノ課長ハ判任ヲ以テ之ニ充ツ〇一局ノ等級ヲ分テ一等局二等局トナスハ事務ノ繁簡輕重ニ從ヒ各省大臣ノ具狀スル所ニ依リ裁定ヲ經ヘシ〇一局課ノ設置一定ノ後省務ノ變更ニ依リ新ニ廢置ヲ要シ又ハ新ニ奏任官ノ定員ヲ增サント要スルトキハ理由ヲ具ヘテ閣議ノ後裁可ヲ請フヘシ〇一各省ノ須要スル所ニ從ヒ定員ヲ限リ參事官ヲ置キ審議立案ノ職ニ供フルコトヲ得〇一以上定員ノ外出仕又ハ御用掛ノ名義ヲ以テ補任スルコトヲ得ス〇一各省大臣ハ局課ノ規程ヲ定メ局長課長ヲシテ責任スル所ヲ知ラシムルヲ要ス

前項ノ規程ハ可成各省均一ヲ要スル爲ニ閣議ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

一八等官以下ハ各省ノ須要ニ從ヒ定額俸給項內ニ於テ各省大臣之ヲ判任スヘシ〇一各省大臣ハ臨時事務ノ爲ニ判任常員ノ外ニ定額內ニ於テ傭員ヲ使用スルコトヲ得〇一學術專科ニ係ル官制及警視收税典獄ノ類ハ別ニ定ムル所ニ依ル〇一特ニ一事件ヲ審查セシムル爲ニ委員ヲ設ケ又ハ臨時ノ事務ヲ擔當セシムル爲ニ掛ヲ設ケ省中定員ノ人ヲ使用スルハ各省大臣ノ權內トス〇一各省ニ試驗ヲ經タル試補ヲ置キ省局ノ事務ヲ練習セシメ闕官アルヲ待テ補任ス各省試補ノ數ハ閣議ノ定ムル所ニ依ル〇一試補ニ關スル規則ハ追テ裁定ヲ經テ公布スヘシ〇一官吏一省內ニ於テ二ツノ事務ヲ兼ネシムルコトヲ得ルモ二省ニ涉リテ兼ヌルコトヲ得ス若シ止ムヲ得サルノ要用ニ依リテ兼官セシムルモ兼官ハ一年ヲ過クルコトヲ得ス〇一他省ニ涉リテ兼官スルモノハ兼ヌル所ノ官俸三分ノ一ヲ增給スヘシ但試官ニシテ文官ニ任スルハ此例外タリ

以上ハ官制ノ綱領トス各省案成ルノ後裁可ヲ經一定公布スル所アルヘシ

奏任以上ハ官ニ職權アリテ各々機關ノ一部ニ當ル者ナリ屬官ハ使用ヲ受ル者ナリ從前官制ノ區別明ナラスシテ雇等外ノ年ヲ經タル者ハ進テ屬官ニ昇リ屬官ノ年資ヲ經タル者ハ進テ奏任ニ列ス是レ試驗法ナキノ致ス所ニ由ル今既ニ試驗法ヲ定ムルトキハ凡ソ奏任ノ官ハ必ス高等試驗ヲ經ル者ニ限リ屬官ノ年勞ヲ積ム者ハ漸クニ其俸給ヲ增シ奏任初等官（即現七等官）ト相匹等セシムルコトヲ得ヘシ其陞テ奏任トナスニ至テハ必ス異常ノ功績アリテ大臣ヨリ狀ヲ具ヘ奏請シ又ハ高等試驗ヲ經ル者ニ限ルヘシ此皆冗濫ヲ防クノ道ナリ

明治四年ニ官等ヲ定メテ以來俸給ヲシテ官等ト相配當セシメ以テ才ヲ使フノ道ヲ狹限シタリ今之ヲ改正シ凡ソ何ノ官ヲ論セス試驗ニ由テ進ム者ハ各官繁簡ニ從ヒ各々數等俸ヲ定メ次第ニ陞テ增俸ヲ得セシムヘシ本項俸給ニ關スル規則ハ追テ閣議ノ後裁可ヲ經テ公布スル所アルヘシ

二、選敍ノ事

選敍ノ法未タ定マラスシテ人各々知ル所ヲ擧ク而シテ成學ノ士ハ或ハ其進ム所ヲ失フ此レ皆制度ノ未タ備ラサル者ニシテ勢ノ免レサル所ナリ今官制一タヒ定マリ官仕限アルニ及テ選敍ノ法仍ホ設ケサルトキハ情弊ノ至ル所其失ニ堪ヘスシテ行政部局其人ヲ得ルニ由ナカラントス

選敍ノ法ヲ行フニハ專ラ創始ニ屬スルヲ以テ其規則節目ノ詳ナルハ委員ヲシテ審査セシメ閣議ヲ經ルノ後成案トナシ裁可ヲ請フヘシ今其ノ大要ヲ擧ケテ以テ標準ヲ示ス

第一　仕進ハ試驗ニ由ラシムル事〇第二　試驗ヲ學術試驗ト普通試驗ニ分ツ事〇第三　學術試驗ヲ初等試驗ト高等試驗ニ分ツ事〇第四　學術試驗普通試驗ノ外ニ專科試驗ヲ設ル事（會計官吏ハ記簿法ヲ試驗シ外務官吏ハ外國語學ヲ試驗シ其他技術ヲ試驗スルノ類）〇第